



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年3月25日（火）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
子ども家庭課	子ども支援係	曾我 丹羽	内線 3554 直通 058-272-8395 FAX 058-278-2644

「岐阜県こどもの貧困対策実行計画」の策定について

県では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく都道府県計画を策定し、全てのこどもが夢や希望を持てるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないようこどもの貧困対策に取り組んでいます。

このたび、現行の「岐阜県子どもの貧困対策アクションプラン」が今年度末で期間満了となることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画として「岐阜県こどもの貧困対策実行計画」を策定しましたので、お知らせします。

「岐阜県こどもの貧困対策実行計画」は、県ホームページで公開しています。

トップ>子ども・女性・医療・福祉>結婚・出産・子育て・女性>子どもの貧困対策>こどもの貧困対策実行計画

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26138.html>

別紙

1 計画の概要

本年度策定する「岐阜県子ども計画（第1次）」を補完する実行計画として策定する。
計画期間は、令和7年度～令和11年度（5年間）

○ 岐阜県子ども計画

- ・子ども施策を総合的かつ一体的に取り組むことを目的として、「子ども基本法」第10条により、国の子ども大綱に基づき、今年度策定する計画

2 現状と課題

- ・近年、核家族化の更なる進展や地域のつながりの希薄化、不登校児童生徒数の増加等、子どもを取り巻く環境に大きく変化があり、この変化に沿った施策が求められている。
- ・県では、令和5年度に「岐阜県子ども調査」を実施。本調査における本県の子どもの貧困率は6.7%で、前回調査時（平成30年度）から0.5ポイント低下しているが、学習面、生活面等、多岐にわたり課題が見られ、これらの課題に対応していく必要がある。
- ・国においては、令和5年4月の「子ども基本法」の施行を受け、同年12月には子ども政策の基本的な方針等を定めた「子ども大綱」、「こどもの居場所づくりに関する指針」等が閣議決定され、子ども・若者への支援をより推進していくこととされており、県としてもより一層子どもの貧困対策を推し進めていく必要がある。

3 施策の方向性

(1) 施策の柱

- 1 こどもの育ち・学びへの支援
- 2 こどもの安心なくらし・自立への支援
- 3 こどもを養育している方への支援
- 4 地域の理解の促進と関係者の連携

(2) 主な取組み（主な新規・変更・追加項目）

施策の柱	主な取組み
1 こどもの育ち・学びへの支援	【地域に開かれたプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築】 ・スクールソーシャルワーカーの活用（スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を県内各公立学校へ周知徹底。社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する人材の確保、資質向上等。私立学校においては、教育相談体制整備の一環として費用を補助し実施。） 【高等学校等における修学継続のための支援】

	・低所得世帯の私立高等学校生に対する授業料等の経済的支援 【大学等進学に対する教育機会の提供】 ・高等教育の就学支援制度の活用促進（給付型奨学金）（授業料減免） 【特に配慮を要することもへの支援】 ・児童養護施設入所児童等の学習支援及び習い事受講の支援 ・外国にルーツを持つこどもの学習支援者研修の実施 【地域における学習支援等】 ・居住地域を問わないオンライン活用や訪問型等によるこどもの学習支援
2 こどもの安心なくらし・自立への支援	【こどもの生活支援】 ・ヤングケアラー、不登校児童生徒等への支援 ・食育ボランティア研修会の開催、食育推進活動の支援 ・施設退所者等への自動車運転免許等資格取得の支援、措置解除後の就職支度金支給等 ・ぎふ職親プロジェクト（協力企業の登録）による施設退所者等への就労支援 ・外国にルーツを持つこども等を対象としたライフプラン講座やキャリア教育講座の実施 【社会的養護自立支援の推進】 ・支援計画を策定し、自立前から計画的に支援 ・児童自立生活援助事業の実施促進 ・施設退所者等の相互交流の場の提供 ・生活、就労、法律、心理相談等の相談支援 ・一時的な宿泊場所の提供 【支援体制の強化】 ・社会的養護自立支援拠点の運営
3 こどもを養育している方への支援	【親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援】 ・市町村こども家庭センターの設置及び家庭支援事業の実施促進 ・特定妊産婦等の早期発見及び支援体制の強化
4 地域の理解の促進と関係者の連携	【地域の理解の促進】 ・子育てにやさしい地域づくりの促進のための啓発の推進 ・ヤングケアラー研修会の実施による福祉・教育・医療等の関係者の支援技術向上 【関係者の連携】 ・こどもの居場所づくりのネットワーク形成・相互交流の促進 ・こどもの居場所から各支援機関への円滑なつながり